

自動交付機サービスご利用のみなさまへ

新宿区

平成30年12月から

ご利用には  
マイナンバーカードが必要です

# 全国のコンビニで 住民票の写しなどを 取得できます



マイナンバーキャラクター  
「マイナちゃん」

## ▶コンビニ交付サービスが始まります。

ご利用にはマイナンバーカード(個人番号カード)が必要です。



早朝や夜間、  
休日でも利用できます



窓口より手数料が  
100円安くなります



身近なコンビニで  
証明書が取れます



▶詳しくは②ページをご覧ください

## ▶マイナンバーカードの申請

カード1枚でマイナンバーと本人の確認ができるほか、各種行政手続きのオンライン申請等に利用できます！これを機会にぜひ申請してください。



申請方法は、  
いろいろ

郵便で

インター  
ネットで

証明写真  
まちなかの  
証明  
写真機で

▶詳しくは③ページをご覧ください

## ▶自動交付機サービスの終了

自動交付機は平成32年(2020年)3月末で使用できなくなります。



▶詳しくは④ページをご覧ください

このパンフレットの外国語版は、区のホームページからご覧いただけます。(English、中文、한국어)  
[http://www.city.shinjuku.lg.jp/todokede/koseki01\\_002005.html](http://www.city.shinjuku.lg.jp/todokede/koseki01_002005.html)



お問合せ先

新宿区戸籍住民課コールセンター

TEL 03-5690-5635

# コンビニ交付サービスとは



**利用できる店舗** 全国約54,000店舗 区内約330店舗

**キオスク端末(マルチコピー機)設置済み店舗に限ります**

セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK・サンクス、ミニストップなど

**利用時間**

**午前6時30分～午後11時** (年末年始及びメンテナンス時を除き無休)

**取得できる証明書**

取得できる証明書	請求できる内容	交付手数料	
		コンビニ交付	窓口
住民票の写し	本人及び同一世帯の方のもの ※除かれた住民票は取得できません	<b>200円</b>	300円
印鑑登録証明書	印鑑登録をしている本人のもの		
特別区民税・都民税 課税(非課税)・納税証明書	現年度+過去3年度分 ※申告等により税情報がある方のみ		

**ご利用に必要なもの**

利用者証明用電子証明書が搭載された  
マイナンバーカード



※コンビニ交付サービスを利用するための  
特別な登録は不要です。

コンビニ交付では使えません



**注意事項**

- ・利用できるのは新宿区在住のマイナンバーカードをお持ちのご本人のみです。
- ・利用する際の暗証番号は、利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)です。
- ・取得された証明書の交換・返金はできません。
- ・無料となる証明書が必要な場合は、窓口でお取りください。
- ・利用者証明用電子証明書が未搭載の方は、ご本人がマイナンバーカードをご持参のうえ区役所本庁舎1階戸籍住民課または区内の特別出張所(10所)にお越しください。

**セキュリティ対策**

- 🔒 キオスク端末(マルチコピー機)の画面表示や音声案内によりマイナンバーカードや証明書の取り忘れを防ぎます。
- 🔒 専用の通信ネットワーク、通信内容の暗号化により不正なアクセスから情報を守ります。
- 🔒 各店舗で出力した証明書の個人情報データは、発行後すぐにコピー機から自動消去されます。

# マイナンバーカードの申請について

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、以下のいずれかの方法でぜひ申請してください。交付手数料は初回のみ無料です。

## 1. 郵送



### STEP. 1

このお知らせに同封の**個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書**に必要事項を記入し、顔写真を貼ります。

※ご家族で申請される場合はコピーしていただくかマイナンバーカード総合サイトからダウンロードしてください。

### STEP. 2

申請書の内容に間違いがないか確認し、同封の「申請書送付用封筒の作成について」を使って封筒を作成し、郵便ポストに投函してください。

## 2. インターネット



### STEP. 1

インターネット申請には**専用の申請書が必要です**。申請書は区役所本庁舎1階(戸籍住民課)または区内の特別出張所(10所)で**本人確認書類(運転免許証、旅券、保険証など)**をご持参のうえお受け取りください。

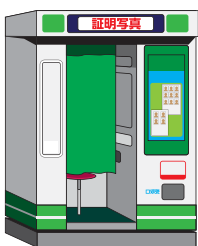
### STEP. 2

スマートフォン等のカメラで顔写真を撮影します。

### STEP. 3

申請書のQRコードまたは申請用webサイト(<https://net.kojinbango-card.go.jp/>)にアクセスし、必要事項を入力の上、顔写真のデータを添付し送信します。

## 3. マイナンバーカード申請に対応しているまちなかの証明写真機



### STEP. 1

まちなかの証明写真機での申請には**専用の申請書が必要です**。申請書は区役所本庁舎1階(戸籍住民課)または区内の特別出張所(10所)で**本人確認書類(運転免許証、旅券、保険証など)**をご持参のうえお受け取りください。

### STEP. 2

証明写真機のタッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れ、申請書に書かれているQRコードを読み取って申請します。

## 受け取りまでの流れ

申請からカードのお渡しまで概ね1か月かかります。

**1 申請する**

郵送、インターネット、まちなかの証明写真機などで申請する

**2 届く**

区役所からカードの交付通知書(はがき)と予約の案内が郵便で届く

**3 受け取る**

受取日時を予約のうえ、必要書類を持参し、区役所本庁舎または特別出張所(10所)の窓口で受け取る

# 自動交付機サービスの終了について



区内12ヶ所(区役所、第一分庁舎、10特別出張所)に設置している自動交付機は平成32年(2020年)3月末で使用できなくなります。お持ちのカードは期日までは引き続きご利用いただけます。サービス終了後に窓口以外で各種証明書を取得される場合は、コンビニ交付サービスをご利用ください。

# サービス終了後に取り扱いが変更するカードについて



## 印鑑登録証

窓口で印鑑登録証明書を取得する際には必ず提示が必要です。引き続き大切に保管してください。



## 住民基本台帳カード

電子証明書またはカード本体の有効期限が残っている場合、期限までご利用いただくことができます。引き続き大切に保管してください。ただし、マイナンバーカードの交付と引き換えに回収します。



## 自動交付機カード

サービス終了後は、ご使用いただくことができません。ご自身でハサミ等で裁断し、破棄してください。



**注意**

区の職員がカードの回収に伺うことはありませんのでご注意ください。

## お問合せは

### このパンフレットの内容に関するお問合せ

新宿区戸籍住民課コールセンター  
(平成30年8月28日から平成30年10月28日まで)

**TEL 03-5690-5635** **時間** 午前8時30分から午後5時まで(土日祝日含む)

### マイナンバー制度に関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル  
**0120-95-0178**

### その他のお問合せ

新宿区役所戸籍住民課住民記録係  
**TEL 03-5273-3601**  
**時間** 平日午前8時30分から午後5時まで

